

KENPO  
DAYORI

# 健保だより

西武健保ホームページからご覧になれます。http://www.seibu-kenpo.or.jp

No.1042

2017.4.28

西武健康保険組合



## 「特定健康診査」受診のお願い

西武健保では、今年度も「特定健康診査」（以下、“特定健診”）を実施いたします。  
「特定健康診査受診券」（以下、“受診券”）が届いた方は、「特定健診」を実施している医療機関へ予約を入れ、必ず受診していただきますようお願い申し上げます。



### 「特定健診」ってなに？

“特定”というとは何か特別な健診のように思えますが、生活習慣病予防のための健診のことです。

### 「特定健診」の対象者は？

40歳から74歳の方です。（任意継続の方も対象です）

### 40歳～74歳の方は全員「特定健診」を受診しないとイケないの？

はい、会社の健康診断を受ける方以外は「特定健診」を受けてください。（会社の健康診断を受ける方は、そのなかに特定健診が含まれていますので、受診券はありません）

### どこで受けることができるの？

「特定健診」は多くの医療機関で受診することができます。かかりつけの医療機関やお近くの医療機関におたずねください。西武健保にお問い合わせいただいてもご案内いたします。

### どのくらい費用がかかるの？

費用は西武健保が負担いたしますので、無料です。  
※ただし、医師の判断により追加で検査した部分については全額自己負担になります。

### いつまでに受けなくてはいけないの？

受診券の有効期限は3月31日までですが、医療機関によっては「特定健診」の予約受付を早めに終了するところがあります。受診券の有効期限にかかわらず、早めの受診（11月30日ごろまで）を心掛けていただきますようお願いいたします。



「特定健診の受診率」によって、国へ納める納付金が増額または減額されています。皆さまが健診を受けることが健保財政に大きな影響を与え、保険料率の改定にもつながりますので、受診券が届いた方は必ず受診するようにしてください。

## 「年間医療費のお知らせ」を配付いたします

西武健保では、今年も「年間医療費のお知らせ」を配付いたします。（1年間医療機関を受診されなかった方には配付いたしません。また、国や地方自治体から公費負担医療受給者証の交付を受けている方の本人負担額は、実際の負担額と異なる場合があります）

この「年間医療費のお知らせ」、皆さんは活用されていますか？  
中身をよく見ないまま放置していたり、すぐにゴミ箱行きになったりしていませんか？  
実は「年間医療費のお知らせ」は情報満載。中身をよく見ないなんてモッタイナイ。  
ぜひ、ご家族と一緒に「年間医療費のお知らせ」をご覧ください！

### そもそも「医療費のお知らせ」って、何のために配られるの？

皆さまに健康や医療費に対する理解を深めていただくためです。  
「医療費のお知らせ」には、2016年1月から2016年12月の自分と家族の受診状況（入院・通院・歯科・薬局）や、かかった医療費、診療年月、診療日数が記載されています。つまり、そこから自分や家族の健康状態や支払った医療費が見えてきます。それを前年と比較することで健康状態を維持できているのか、病状が悪化していないかなどを確認することができます。  
また、記載されている診療日数や医療費に誤りがないか、医療機関から発行された領収書と照らし合わせ、医療費が適正に請求されているか確認していただくことも、「医療費のお知らせ」をお配りする目的です。



### 領収書や診療明細書なんて、すぐに捨てちゃうけど…。



医療機関からの領収書は、皆さまが医療費を支払った大切な証拠書類です。医療費の負担が1年間（1月から12月まで）、家族で10万円を超えれば、確定申告時の医療費控除の対象に、1万2000円を超えればセルフメディケーション税制の対象になります。健康管理や医療費の管理に活用することもできますので、必ず大切に保管しておきましょう。

※今回お配りする「年間医療費のお知らせ」を領収書の代わりとし、医療費控除などに使用することはできません。

### 「医療費のお知らせ」の記載内容に間違いがあった場合、どうしたらいいの？

間違いやご不明な点があれば、西武健保までご連絡ください。  
問い合わせ先：西武健康保険組合 保険給付課 TEL 04-2926-3876



皆さまが病気やけがにより保険医療機関などの窓口で3,000円を支払った場合、一般的には10,000円の医療費がかかっています。残りの7,000円は、皆さまから納めていただいた健康保険料から支払われています。この貴重な健康保険料を有効に使うためにも、「年間医療費のお知らせ」に記載されている医療費と領収書の金額が一致しているか照らし合わせてみてください。

# 健康保険の適用対象が広がりました

平成29年4月1日より、短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用対象が拡大されました。皆さまのご家族で西武健保に加入していながら、パート先などで健康保険を取得した方はいらっしゃいませんか？

今回の制度改正により、該当される方は以下のとおりです。



## ◆ 制度改正の該当者 ◆

従業員が常時500人以下の事業所（会社）のうち、  
○労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所（会社）  
○地方公共団体に属する事業所（会社）  
に勤務する短時間労働者



## ◆ 短時間労働者とは ◆

勤務時間・日数が常時雇用者の4分の3未満で、下記の要件を全て満たす方

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上あること
- ②月額賃金88,000円以上であること
- ③勤務期間が1年以上見込まれること
- ④学生ではないこと

なお、「職場が労使合意を行っているか」や、「ご自身が要件を満たしているか」は、ご家族のお勤め先にご確認ください。

問い合わせ先：西武健康保険組合 保険給付課  
TEL 04-2926-3876



健康保険に2つ同時に加入することはできません。お勤め先で新しく健康保険を取得したにも関わらず西武健保の保険証を使用した場合には、後日医療費を返還していただくこととなります。今回の制度改正により、ご家族（被扶養者）がお勤め先で健康保険を取得した場合は、速やかに事業所（会社）を通して「健康保険被扶養者取消届」の提出をお願いいたします。



一緒につくろう、みんなの健康